

第5章 調査計画書についての環境の保全の 見地からの意見の概要

第5章 調査計画書についての環境保全の見地からの意見の概要

埼玉県環境影響評価条例第6条の規定に基づき「川越都市計画事業（仮称）日高市旭ヶ丘松の台土地区画整理事業環境影響評価調査計画書及び環境に影響を及ぼす地域に関する基準に該当すると認める地域を記載した書類」の縦覧を以下のとおり実施した。

縦覧期間：令和元年6月25日（火）～令和元年7月25日（木）

縦覧場所：埼玉県環境政策課

埼玉県立図書館

埼玉県西部環境管理事務所

埼玉県東松山環境管理事務所

埼玉県政情報センター

日高市都市計画課

鶴ヶ島市生活環境課

坂戸市環境政策課

川越市環境政策課

飯能市環境緑水課

毛呂山町生活環境課

日高市立図書館

坂戸市立中央図書館

飯能市立図書館

毛呂山町立図書館

埼玉県環境影響評価条例第7条第1項に基づき、令和元年6月25日（火）～令和元年8月8日（木）まで、調査計画書に対する環境の保全の見地からの意見を受け付けた。

関係住民からの意見は1通あり、提出された意見の概要は以下のとおりである。

意見書1

- ・大変良い計画ですので、環境に十分配慮しながら進めてください。